

2025ダンスウィーク「ダンスの日」実施要項

1. 趣 旨

ボールルームダンスを広く国民に浸透させ、生涯スポーツ及び国民文化として根付かせるために「ダンスの日」を制定し、広範にわたる国民の老若男女に「いつでも、どこでも、誰とでも、いつまでも」楽しめるダンスを体験する機会を提供する。

また、ダンス愛好者を通して裾野を拡げ、地域におけるダンス文化の活性化及び住民の健康増進を図るとともに、ボールルームダンスの普及啓発を目的とする。

2. 「ダンスの日」について

1883年（明治16年）11月29日に「鹿鳴館」が開館され、外交の場として華やかな舞踏会が行われた。本連盟は、日本におけるボールルームダンスの歴史を象徴するこの日を、2004年に「ダンスの日」と制定した。

3. 実施団体・教室

J B D F 広域加盟団体、J B D F 都道府県連盟（プロダンスインストラクター協会・アスリート協会・地域協会）、J B D F 認定教室

4. 会 場

実施団体及び教室が各々定める。

5. 実施日

2025年11月29日（金）を挟んで一週間前後位の間に実施することが望ましいが、実施者側の企画によりそれ以外の実施日を定めることも可能とする。

（1）1日あるいは2日間の実施も可能とする。

（2）11月29日を挟んで前後2週間を通して実施することも可能とする。

（3）実施者側の実情に応じて10月あるいは12月及びそれ以外の月の実施でも「ダンスの日」に位置付けた場合は可能とする。

6. 実施内容・実施時間及び参加人数

実施団体及び教室が各々定める。

7. 参加対象者

初心者及びダンス愛好者で、老若男女（子どもから大人）までの国内在住者の不特定多数の者を対象とする。

8. 参加費

参加者の参加費は、有料あるいは無料どちらでも可とする。

9. 広 報

（1）実施団体及び教室ごとに広報を展開する。

（2）ポスター及びリーフレットについては、J B D F ホームページの「ダンスの日」に

掲出してあるデータ (<http://www.jbdf.or.jp/event/dance.html>) を活用することとする。ポスターについては、(A)・(B) の2種類あるが、どちらを使用してもよい。なお、作成は実施者が行い、ポスターの空白部に日時、場所、主催・後援、参加費、内容、問合せ先等を明記の上、広報する。

10. 経費および補助金

- (1) 経費は実施者の負担とする。

ただし、実施団体（広域加盟団体及び都道府県連盟）が会場を借り上げて実施する場合は、会場使用料の一部として10,000円を上限に、実施団体の申請に基づき、JBDFが補助金を支給する。

なお、予算の都合上、2025年度については、1団体1回（北海道は2回）の支給とする。

- (2) 会場使用料を申請する場合は、「会場使用料申請書」に必要事項を記入し、会場使用料の領収書のコピーと開催に関わる資料を添付して、「実施報告書」と共にそれぞれの手順で、JBDF事務局に提出する。

- (3) 会場使用料に関わる注意事項

①地域協会支援事業に位置づけて実施する場合は、「ダンスの日」としての負担金は受けられない。

②会場使用料金が上限額に満たない場合は、実費額の負担となる。

公益財団法人日本ボールルームダンス連盟(JBDF)